

14 ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするために取り組むこと(一時保護改革に向けた取組)

長

さて、何らかの理由でこどもが家庭で生活できなくなったようなとき、多くの場合、まずはこどもが家庭から離され、「一時保護」されることになります

A

「一時保護」?

B

今の施設に入る前に一時保護所にいたことがあります

学

かかわりのない人にとっては、知られていないものかもしれませんね

弁

児童相談所や県が、「必要である」と判断したときにこどもを家庭などから、ある程度の期間だけ(一時的に)預かる(保護する)ものです

学

ちなみに「必要である」と判断するのは、次のようなときです

- こどもやこどもの周りの安全を急いで確保しなければいけない
- こども自身が抱える、生活のなかでの問題などを解消するために短期間でのサポートが有効
- こどもの心や体の状況を観察したり、こどもが置かれている環境を調査したりして、虐待がないかなどを調べる(アセスメント)

長

そのとおりです

「一時保護」は、児童相談所や県が、法律(児童福祉法)に基づいて、こうした目的をもって、こどもを家庭などから引き離して、一時的(ふつうは長くても2か月まで)に預かるものです

14-1 一時保護

一時保護は児童福祉法に基づき、児童相談所または県が行うことができるもの(第 33 条)ですが、長野県では児童相談所が行うこととしています(第 32 条第1項)。

なお、一時保護制度の大まかな内容を示すと、以下のようになります。

【図表 14-1:一時保護制度の概要】

一時保護の主な目的	● 緊急保護(虐待などからこどもの安全を急いで確保し、適切に保護する) ● 短期入所指導(こどもの抱える課題を短期的なサポートにより改善する) ● こどもの状況や置かれた環境を把握する(アセスメント) こどもを親から離して調査しなければ虐待かどうか判断できないような場合や、里親家庭や施設で支援する必要があるかどうかを判断する場合
一時保護で主に対象になるこども	● 保護者がいないこども ● 保護者にこどもを育てさせることが適当でないと判断されたこども 虐待や障がいによる養育困難などの保護者側に原因がある場合と、こども自身に障がい等があって保護者では必要なケアが難しいなどの主にこどもの側に原因がある場合、があります ● 14 歳未満で刑罰法令に触れることをしたこども
一時保護をするところ	● 児童相談所が設置している一時保護所 ● 児童養護施設、乳児院、里親の家 等
いつまで保護するか?(主なもの)	● こどもを家庭に戻し、市町村による必要なサポートを受け始めるまで ● こどもを家庭に戻し、児童家庭支援センターや児童相談所によるこどもや家庭への専門的な支援・指導を始めるまで ● こどもが里親の家や施設での生活を始めるまで

市町村や児童相談所等の関係機関が問題を把握していない家庭について、はじめて虐待通告があつて、緊急的にこどもを保護する場合を除き、本来、一時保護は「こどもができるだけ家庭で育てられるようにする」ための関係者の努力があつても、「それができないとき」に行うものです。

もちろん、こうした一時保護は、こどもの心身の安全の確保という面で有効なものではありません。しかし、こどもがそれまで過ごしてきた環境(家庭、地域、学校など)から突然、切り離されることになり、こどもの心理的な負担は大きく、こどもの年齢が小さいほど、トラウマを与え得るものです。また一時保護されている間に、ひとりひとりのこどもにあったサポートが十分に行われてきたかという課題も出てきています。

そのため、この先、一時保護をどのように行っていくのが望ましいのかということは、こどもの福祉を考える上でも、この計画においても 1 つの課題となっています。

市

子どもにとっては、それまで生活していたところから急に知らないところへ連れてこれるので、とても大変なことですね

町

子どもがそれまでの生活のなかで持っていたつながり(家族、持ち物、学校や友達とのつながりなど)から切り離されてしまうわけですからね
 子どものときに一時保護されたことがある方から、そのことが、おとなになってもトラウマとして残っているという話も聞いたことがあります

長

もちろん、一時保護にならないように努力することが最も大切ですが、それでも一時保護をしなければならない場合もあります

町

一時保護が必要なときがあるのはわかりますが、そうした一時保護は保護される子どもにとってもよいものでなければいけませんね

長

そうですね
 そういうわけで、この一時保護をどのようにしていけばよいのかということが、今回、話し合っていきたいテーマになります

P

ところで、長野県では、毎年どのくらいの子どもが一時保護されているのですか？

長

年度によって、増えたり減ったりはしているのですが、令和5年度は一時保護した子どもが、(のべ)約 700 人いました

施

10 年くらい前と比べると、増えてきているように感じています

O

何か増えてきた理由はあるのですか？

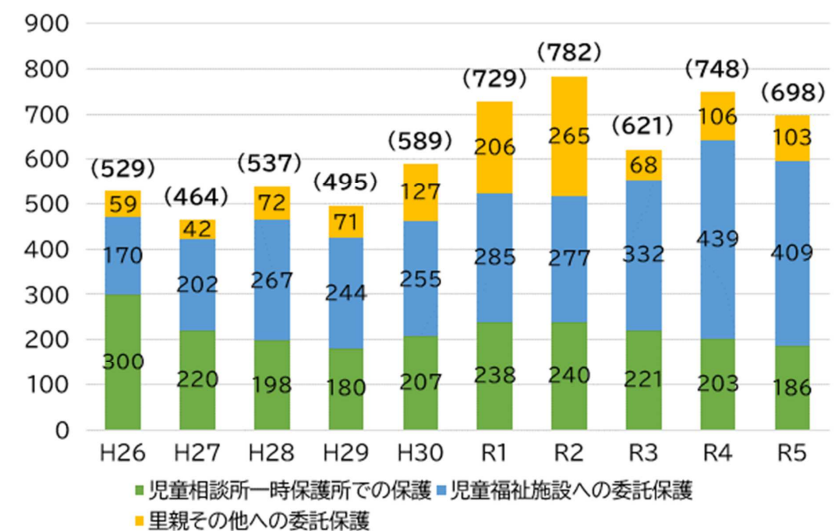
14-2 長野県で一時保護されているこどもの数・一時保護先等

長野県では、近年、一時保護されるこどもの数が令和元年度以降、概ね延べ 700 人台で推移しており、令和5年度は 698 人のこどもを一時保護しています。

平成 30 年度以降、一時保護されるこどもの数は、およそ 600 人を超えてきており、多い年には 700 人を超えています。その要因の1つとしては、平成 30 年度に国が示した方針※も踏まえ、虐待のリスクが高い場合には、児童相談所において迷わずに一時保護を行うようになってきたことが考えられます。

※「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」
 (平成 30 年7月 20 日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)

【図表 14-2：近年の一時保護されたこども数・一時保護先の状況(年度別・単位：人)】



(出典 福祉行政報告例)

※数値はいずれも延べ人数であり、()内の数値は、各年度の合計

なお、一時保護したこどもについては、以下のいずれかの場所で保護することとしています。

- 2か所の児童相談所(中央児童相談所・松本児童相談所)に併設している一時保護所
- 乳児院・児童養護施設などの施設(児童相談所の委託による保護)
- 里親の家・ファミリーホーム(児童相談所の委託による保護)

長

児童相談所で、一時保護が必要と考えたときは、迷わずに一時保護を行うようになってきたことが理由として考えられるところです

弁

虐待を受けて亡くなってしまう子どもがなくならないので、国からも必要と考えられるときは、迷わずに一時保護するよう求められてもいますね

長

そうしたこともあって、平成 30 年度ころから一時保護するこどもの数は 600 人あたりを超えるようになってきました

A

ところで、一時保護では、こどもはどこで保護されるのですか？

長

一時保護されるこどもの状況によりますが、次の3つの場所になります

- 児童相談所が置いている「一時保護所」(県内に2か所あります)
- 乳児院や児童養護施設など(児童相談所からお願いする)
- 里親やファミリーホーム(児童相談所からお願いする)

施

最近は、「一時保護所」で保護されるこどもよりも、児童相談所から施設や里親の家などで一時保護をお願いされるこどもが増えてきていますね？

学

「一時保護所」は、こどもの安全などのためではあるのですが、自由に外出できないなど、とても不自由な生活を送ることが多いので、できるだけ、そうした不自由を少なくするために、児童相談所から施設や里親の家などで一時保護をお願いするようにしているのだと思います

こうした一時保護先については、児童相談所において、こどもの年齢や特性、保護された状況等を考慮して決められています。

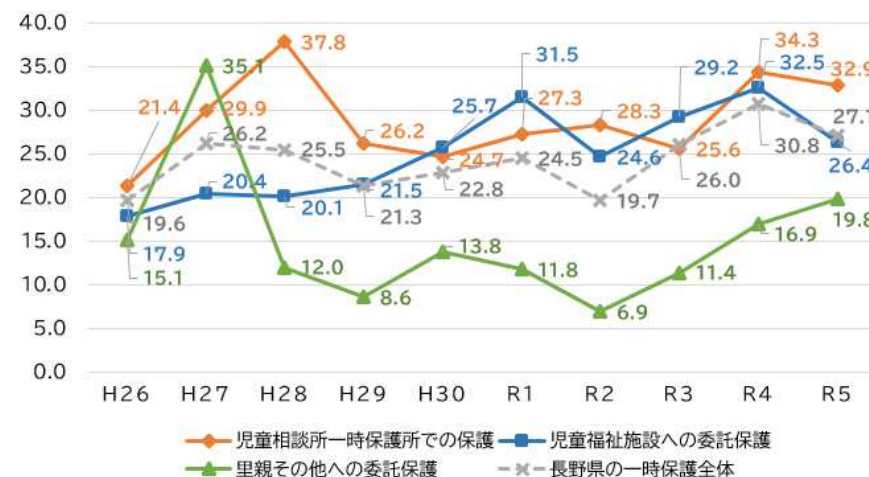
一般的に、こどもに差し迫った危険がある場合や、住み慣れた環境から切り離して集中的にこどもを観察(アセスメント)する必要があるような場合には、周囲の環境から切り離された一時保護所で保護することとしています。

他方、一時保護所での受け入れが難しい乳児の一時保護は乳児院に委託されるのが一般的であるほか、上記のように周囲の環境から切り離してまでの保護が必要ないこどもについては、乳児院や児童養護施設等への一時保護委託を行います。また、保護されるこどもの年齢・状況や里親等の状況も考えながら、里親やファミリーホームへの一時保護委託を行うことも増えてきています。

こうした一時保護委託の場合でも、担当の児童相談所職員は、定期的な面談などによって保護されているこどもの生活状況の把握に努めています。

また、一時保護されたこどもが一時保護される期間については、こどもや家庭の状況によって様々ですが、一時保護されたこども1人当たりの平均でみると、年度によって変動はありますが、平均の一時保護期間は約 20~30 日となっています。

【図表 14-3:近年の一時保護されたこども1人当たりの平均保護日数(年度別・単位:日)】



(出典 福祉行政報告例)

そのとおりです

B

私も一時保護所にいたことがあります、知らない子どもと同じ部屋で生活したりしていて、学校にも通えませんでした
それに、一時保護所のルールでスマートフォンを使わせてもらえなかった
ので、とてもストレスを感じていたのを覚えています

学

令和6年6月から7月のアンケートでも、スマートフォンやタブレットが使えなくて不自由な思いをしているという答えが多かったですね？

長

Bさん、大変な経験をお話してくれて、ありがとうございます
もちろん、こうした一時保護所のルールは、そこで生活することの安全のためではあるのですが、
学者さんが言ってくれたように、子どもに不自由な思いをさせていることも確かだと思っています

市

そうすると、それに比べれば、施設や里親の家で一時保護される方が、不自由ではないということですか？

長

一時保護所に比べれば、もともと通っていた学校に通える子どももいるので、自由にできる場所はあります

里

ただ、一時保護されている場所(施設や里親などの家)と学校が遠いと、
子どもの送り迎えができなかったりするので、そうした場合は、学校に通えなくて、学校の勉強が遅れてしまったりすることもあります

施

それに、施設の場合は、どうしても家庭に比べるとルールが多くなりがちなので、家庭での生活に比べると不自由を感じることもあると思います

14-3 長野県で一時保護されているこどもの生活状況

一時保護されている期間中、児童相談所に併設されている一時保護所では、保護されたこどもの安全確保を優先する等の理由により、こどもの外出などの自由な行動が制限されます。

こうした行動の制限により、例えば、もともと通っていた学校や保育所・幼稚園等に通うことができません。そのため、一時保護所では学校へ通うことができないこどもに対して、学習支援員による学習のサポートなどを行っています。

また、一時保護所では、(基本的には、それまで会ったことのない)ほかのこどもと共同での集団生活を送ることになるため、一定の規則(ルール)のもとで生活していくことになります。

他方、一時保護委託によって、乳児院・児童養護施設等の施設や里親・ファミリーホームで一時保護される場合は、一時保護所と比べれば行動の制限は少なくなります。

そのため、例えば、もともと通っていた学校や保育所・幼稚園等に通うことも可能となる場合もあります。

しかし、もともと生活していた地域から遠く離れた施設等に一時保護される場合や、保護者に保護先を明かさずに保護する場合等もあるなかで、施設職員や里親などによる送迎対応にも限界があることなどから、施設等に保護となった場合であっても、登校・登園ができない場合もあります。

また、乳児院や児童養護施設等の施設については、一時保護所と比べれば行動制限が少ないとしても、施設ごとの集団生活のための規則(ルール)のなかで生活していくことが求められるため、もともと生活していた家庭と比べれば、一定程度の行動上の制約を感じる場合が多いと考えられます。

参考	一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
	令和4年児童福祉法改正により、児童相談所(県)がこどもの一時保護を行う(開始する)ときは、親権者等の同意がある場合等を除き、一時保護を開始した日から7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないことなどとした「一時保護開始時の判断に関する司法審査」の制度が導入され、令和7年6月1日の施行が予定されています(第33条第3項)。 こうした制度を導入した背景としては、一時保護が、必要に応じて躊躇なく行われる必要がある一方、一時的(暫定的)とはいえ、行政の判断によって親子を分離し、こどもの行動の自由等を制限するものであるため、一時保護が法令の趣旨等に照らし適正なものとなっているかについて、中立的な第三者による審査の必要性が指摘されてきたことが挙げられます。 具体的には、裁判官は、一時保護の開始に係る一時保護の要件の充足性(①児童虐待のおそれがあるときなどの一時保護の条件に該当するか、②一時保護の必要があると認めるときに該当するかという2つの要件)について、児童相談所が一時保護状の請求時まで調査、収集した資料を斟酌して、速やかに判断を行うこととなっています。 「一時保護開始時の判断に関する司法審査」の制度の導入により、児童相談所ではこれまで以上に一時保護に係る調査や親権者等の意思確認の対応を迅速かつ適切に行い、必要な場合に裁判官へ一時保護状を請求することが求められます。また、その際は、親権者等を戸籍謄本により特定する必要もあり、市町村等の関係機関の理解・協力も必要となります。

長

みなさん、ありがとうございます

もちろん、一時保護は、こどものために「必要である」と判断して行うものですが、こどもが自由に生活できないという面もあることは確かです

弁

一時保護では、どうしても、こどもに不自由な思いをさせてしまうことがあるとは思いますが、先ほど※町村さんが言ったように、できるだけこどもにとってよいものにしていくことは必要ですね

※207 ページのことです

長

みなさんが思ったり、感じたりしているとおり

一時保護がこどもにとってよりよいものになるようにしていくことが必要と考えています

Q

ところで、今の計画では、何か取り組んできたのですか？

長

はい、このような取組をしてきました

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 一時保護されたこどもの「権利」を守るための取組を行うこと（規則（ルール）をできるだけ少なくする、できるだけ学校などに通えるようにする、一時保護される日数をできるだけ少なくするなど）
- 里親などへの一時保護委託を進めること
- 施設に一時保護専用の施設が置かれるようにすること

里

そして、このようなことをチェックしてきましたね

14-4 長野県で一時保護されたこどものその後の対応

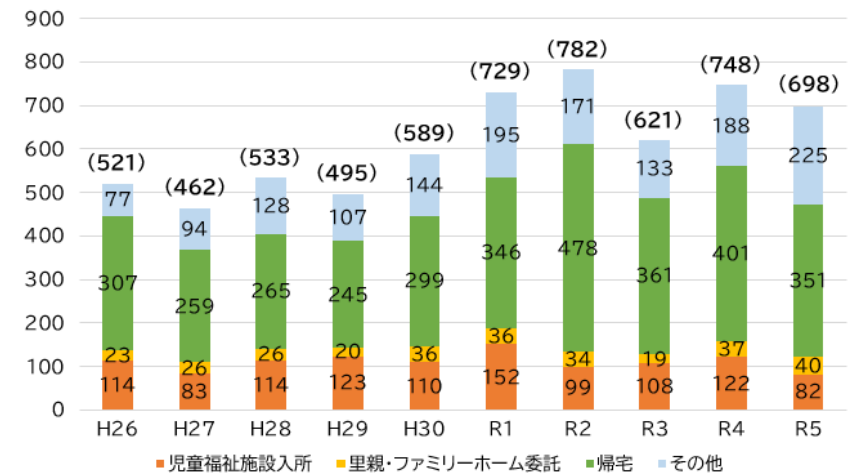
一時保護に至った原因が解消する目途が立った場合や、施設入所・里親委託等の措置が決定された場合は、一時保護が解除されます。

年度によって変動はありますが、平均して140人ほどのこどもが児童養護施設等への入所や里親等への委託となっています。

他方、大多数のこどもは自分の家に戻り（帰宅）、親や家族との生活が再開されています。

なお、家庭復帰後のこどもについては、「10 市町村がこどもや家庭のサポートをしていくために取り組むこと（市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組）」において述べた、市町村こども家庭センターや児童家庭支援センター等による、再び親子分離に至らないための継続的なサポートを提供していくことが求められています。

【図表 14-4：近年の一時保護されたこどもの解除後の処遇（年度別・単位：人）】



（出典 福祉行政報告例）

なお、「その他」となっている処遇は、一時保護する場所の変更、または、生活している措置先に戻る場合（例えば、施設からの移行に向けた交流として里親へ一時保護が委託されていたが、保護が解除となり一旦、施設に戻った場合など）のいずれかです。

この数値を差し引くと、平成30年以降は概ね500件前後で推移している状況にあります。

【現在の計画でチェックしてきたこと】

- 一時保護されたこども1人当たりの保護日数の平均
- 里親の家などに一時保護をお願いしたこどもの数

長

はい、そして

- こども1人当たりの保護日数の平均を短くすること
- 里親の家などに一時保護をお願いするこどもの数を増やすことを目標としてきました

B

それで、結果はどうなっているのですか？

長

残念ですが、どちらもよい結果を出すことができていないと考えているところです

施

こども1人当たりの保護日数については、令和元年度が 24.5 日 となっていました、令和5年度は 27.1 日 でしたね

C

短くなっていないのですね
むしろ、長くなっていますか？

長

もちろん、1か月もかからずに一時保護が終わるこどももいるのですが、一時保護された後に、そのこどもをどうしていくかを決めるまでに長い時間がかかるこどももいて、平均の日数がなかなか短くなっていかないのだろうと考えているところです

14-5 一時保護改革に向けた体制整備

14-1 において説明したとおり、一時保護はこどもの心身の安全の確保等を目的として行われるものです。

もちろん、一時保護においては、こうした目的を達成することが必要ですが、一時保護は、一時的にはあっても、親や保護者に代わってこどもを養育するものであり、代替養育としての性格を有したものであることもあります。

そのため、一時保護を行うに当たっては、新しい計画の基本的な考え方(理念)の1つである「家庭養育優先原則」を踏まえ、里親やファミリーホームへの一時保護委託が可能なこども(特に乳幼児)については、できる限り里親やファミリーホームへの一時保護委託ができるよう、体制整備を含めて取組を行っていく必要があります。

他方、乳児院や児童養護施設等の施設に一時保護委託する場合においても、代替養育としての性格を考慮した上で、できる限り良好な家庭的環境を確保し、こどものプライバシーや個別の事情及び発達状況に配慮した個別対応が求められています。

また、施設入所しているこどもと一時保護委託されたこどもを同じ生活空間で預かること(混合処遇)により、入所しているこどもの落ち着きがなくなる等の悪影響が生じるおそれがあることが指摘されています。

そのため、施設においては、こうした混合処遇による悪影響を避けるためにも、一時保護専用のユニットや空間の確保に努めることも必要になります。

そして、児童相談所に併設している一時保護所についても、代替養育としての性格を考慮した上で、こどもの安全確保に努めながら、できる限り「良好な家庭的環境」に近づけて、こどもの個別の状況に配慮した保護を行っていくようにしていかなければなりません。

そのため、一時保護所においても、こどもの年齢や発達状況等に配慮しながら、プライバシーが確保できる個室を確保することや、一時保護されたこどもへの個別対応が可能な職員体制を構築していくことが求められています。

弁

特に一時保護所のようなところで、長い間、不自由な生活を送るようなことがないようにしていかないといいませんか

長

やむをえない理由があって、長い間一時保護所で生活する子どももいるのですが、できるだけその時間を短くできるようにしていきたいと考えているところです

B

里親の家などに一時保護をお願いする子どもの数もあまり増えなかったのですか？

長

里親の家などに一時保護をお願いする子どもの数ですが
令和6年度の目標では 166 人としていましたが、
令和5年度は、95 人となりました

学

令和元年度と令和2年度はもっと多かったですね？

長

実は、そのころに、同じ子どもの一時保護を何度も同じ里親をお願いしていたことがあって、それも毎回1人として数えるので、数が多くなっています

市

令和3年度からは 100 人より少ないですね

長

そのとおりです

P

どんな理由が考えられるのですか？

里

ひと言でいえば、里親の数が少ないからではないでしょうか？

14-6 一時保護における子どもの権利擁護のための取組

もちろん、一時保護は、子どもの心身の安全の確保等のために「一時的」に行われるものであるため、それだけでは「子どもの権利を守る」ことにはなりません。

しかし、一時保護は、その後の「子どもの最善の利益の実現」をはじめとした「子どもの権利を守る」ための手段やプロセスの1つとして行われるものであることから、「子どもの権利を守る」という観点のもとで、ひとりひとりの子どもの状況に合わせながら、適切に行われなければなりません。

したがって、一時保護を行うに当たっては、「子どもの権利を守る」という観点から、以下のことに留意していくことが求められています。

- 一時保護を行おうとするとき及び一時保護を行っているときにおいて、子どもの意見が適切に表明されるよう配慮すること。
- 一時保護所において、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高いサポートを行うため、第三者評価を活用した一時保護所の評価を行うこと。
- 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数を必要最低限とすること。また、こうした環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じて、その必要性を2週間おきなど、定期的に検討すること。
- できる限り、子どもが安心できる環境を提供するため、子どもにとって心理的に大切な私物については、できるだけ一時保護時に持ち込めるように配慮すること。また、日用品を持っていない子どもに対しては、子どもが個人的に使用できる必需品を保護初日に支給(または貸与)すること。
- 子どもの意向を尊重しながら、可能な限り、一時保護以前に在籍していた学校(原籍校)や保育所・幼稚園等に通学・通園できるように配慮すること。
- 原籍校への通学が困難な子どもについては、一時保護先における学習支援の充実を図るとともに、原籍校(担任の先生など)とのつながりを確保する取組を工夫すること。
- 家庭養育優先原則の観点から、可能な子ども(特に乳幼児)は里親・ファミリーホームへの一時保護委託を行うこと、また、そのための体制整備に努めること
- 多くの一時保護委託先となる児童養護施設においては、委託される子どもの状況に合わせた保護を行うことができるよう、一時保護専用のユニットや空間を確保に努めること
- 一時保護所内の管理を目的とした規則(ルール)は最低限にとどめるとともに、その規則(ルール)が適切であるか、子どもの意見をきき、子どもとともに定期的に見直すこと。

学

そのように考えているところです

一時保護されるこどもは、育ってきた環境や性格などもひとりひとり違うので、
里親に一時保護をお願いする場合は、その里親が、そのこどもに合ったサポートができる状況にあるかどうかを考えたうえで、お願いしていかねばいけません

長

長

そのためには、いろいろなこどもに合わせられるような里親が多く必要になるのですが…

里

こうした里親が、まだまだ少ないのです

長

もちろん、里親の数を増やしてきてはいるのですが、まだまだ十分ではないと考えているところです

B

ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするためには、まだまだやるが多そうですね

O

将来、一時保護されることになるこどものためにも、よりよい一時保護ができるようにしてほしいですね

C

それでは、新しい計画で「ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするために」どのような取組をしていこうと考えているのですか？

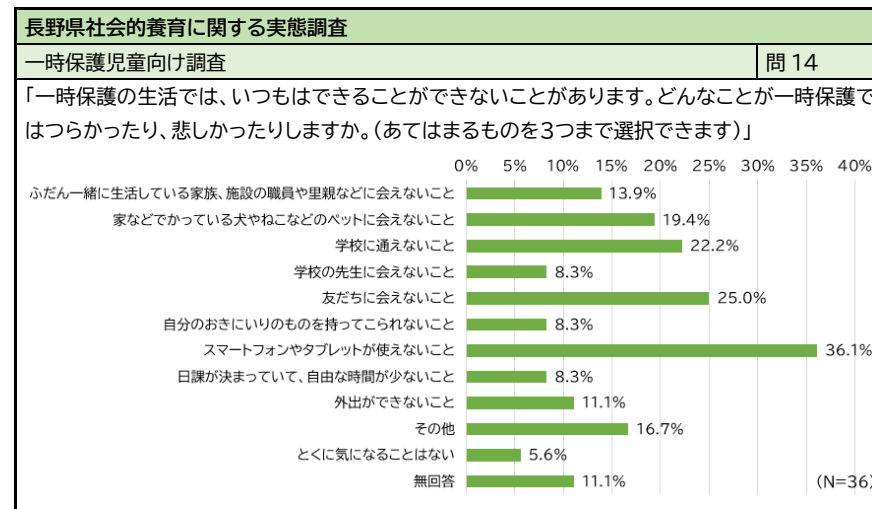
長

はい

主に、このような取組をしていきたいと考えています

14-7 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、調査実施時に一時保護されていたこどもを対象に、以下のアンケートを行いました。



今回の調査では、一時保護所で保護されているこどもが半数以上(52.8%)だったことも影響していると考えられますが、「スマートフォンやタブレットが使えないこと」が最も多い(36.1%)結果となりました。

もちろん、保護されるこどもの安全の確保や家庭から完全に分離した上でアセスメントを行う必要があるなどの理由によって、こうした制約は行われるわけですが、一定年齢以上のこどもにとっては、スマートフォンやタブレットの使用が当たり前になってきているなかで、こうした制約がストレスになっていることがうかがわれます。

また、「学校に通えないこと」(22.2%)や「友だちに会えないこと」(25.0%)という回答も多く、原籍校への通学をはじめとした、できるだけそれまでの生活環境に近いところでの一時保護も必要とされていることが確認できました。

【新しい計画で取り組みたいこと】

- できるだけ「家庭と同じ環境」である里親の家に一時保護をお願いできるようにすること
- 一時保護をお願いする施設で、ひとりひとりのこどもに合わせた保護ができるように、一時保護されるこども専用の場所を用意してもらうこと
- 「一時保護所」で生活していく環境をこどもにとってよいものにすること
- 一時保護されるこどもの「権利」を守るための取組を進めること（例えば、規則（ルール）をできるだけ少なくすること、スマートフォンなどのこどもの持ち物の一時保護先への持ち込みや使用のあり方を考えることなど）

里

一時保護は、短い日数であったとしても、こどもを家庭から保護して、家族に代わってこどもを預かり、育てることになるので、新しい計画の基本的な考え方の1つである
「こどもができるだけ『家庭で家族の一員として』育つこと」
ができるだけ可能になるようにしていく必要があるということですね

弁

そして、里親の家のような家庭のなかで一時保護ができないとしても、できるだけ家庭的な環境のなかで安心して過ごせるようにしていくことも必要だということですね

施

今回の話し合いのなかで、何度かスマートフォンの話も出てきましたが、こどもの安全のために使わせてはいけない場合もありますが、一定の年齢以上のこどもにとっては使うことが当たり前になっているということも考えておかなければいけませんね

Q

こうした一時保護されているときのルールも、できるだけ少なくして、必要なときには見直していったほうがいいですね

14-8 現在の計画における取組

一時保護改革に向けた取組について、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 一時保護におけるこどもの権利擁護のための取組
 - こどもの個々の状況に応じた対応が可能となる環境整備（一時保護所の個室化、一時保護専用施設の整備促進）
 - 一時保護中の日課については、一律に集団生活のルールを示すのではなく、こどもの状態などを踏まえた日課を検討
 - 適切な教育が受けられるための取組（一時保護委託の積極的な検討、可能な場合の通学・通園のサポート）
 - 一時保護中にこどもの権利が制限または侵害されたときの解決方法について、こどもの年齢や発達に応じた説明を行うとともに、長野県児童福祉審議会（児童福祉専門分科会処遇審査部会）の活用などによる、こどもの意見が表明されるための配慮を行う
 - こどもの立場に立った一時保護や質の高いサポートを行うための、第三者評価の受審
 - 一時保護所職員、一時保護委託先の施設職員・里親等を対象とした研修による、専門性・資質の向上
 - 一時保護期間の短縮化の努力
- ② 一時保護先の確保
 - 里親等への一時保護委託の拡大
 - 児童養護施設等における一時保護専用施設の設置促進

14-9 現在の計画における指標（目標値）

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
一時保護所における1人当たりの平均保護日数	22.0日	20.0日
一時保護委託における1人当たりの平均保護日数	23.0日	20.0日
里親等への一時保護委託人数	166人	231人

長

みなさん、ありがとうございます

みなさんの言うとおりだと思っているところです

B

それでは、こうした取組の先に、どのような目標を考えているのですか？

長

はい、主にこのような目標を考えているところです

【目標にしたいもの】

- 一時保護をお願いすることができる里親の数を増やすこと（可能であれば、いつでも一時保護を受け入れてもらえる里親を増やすこと）
- 一時保護をお願いする施設で、一時保護されるこども専用の場所を用意している施設を県内各地に置いて、全部で8～10 か所とすること

P

先ほど O さんも言いましたが、この先、一時保護が必要になるこどものためにも、よりよい一時保護にしていってほしいと思います

弁

一時保護所では、外部の人に一時保護の状況をチェックしてもらうことを始めていると思いますが、こうした取組も続けてほしいと思います

長

ありがとうございます

そうしたことにも取り組んでいきたいと思います

A

ところで、話が変わりますが

一時保護されたこどもたちは、その後どうなるのですか？

14-10 現在の計画における指標(目標値)の現状

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和元年度から令和5年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	策定時状況	目標の達成状況			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時保護所における1人 当たりの平均保護日数	27.3 日	28.3	25.6	34.3	32.9 日
一時保護委託における1 人当たりの平均保護日数	23.2 日	15.9	26.2	29.5	25.1 日
里親等への一時保護委 託人数	198 人	263 人	65 人	99 人	95 人

14-11 現在の計画における指標(目標値)の現状に対する要因分析

本県における、1人当たりの平均保護日数は、令和元年度と比較すると、令和5年度の1人当たりの平均保護日数は増えている状況です。

令和5年度の一時保護延べ日数をみると、約7割は一時保護期間が30日以内となっています。他方で、一時保護の期間が60日を超えて長期化するケースがおおよそ1割に達しています。

一時保護されたこどもの次の対応(家庭復帰や里親等への委託・施設への入所等)を決めるまでの調整※に時間を要する等の理由により、一時保護期間が60日を超えて長期化するケースが一定数発生していることから、1人当たりの平均保護日数が短縮されない状況が続いていると考えられます。

※例えば、必要な里親等への委託や施設入所の措置に親権者が反対し、児童福祉法に基づき家庭裁判所の承認審判を請求する場合、施設数が少ない児童心理治療施設や児童自立支援施設への入所の待機の状態が長期化する場合 など

里親等への一時保護委託については、年度によっては、同じこどもがショートステイのように複数回にわたって同じ里親に一時保護委託されたケースがあったことにより、一時保護委託されるこどもの数が200件を超える年度(令和元年度:198人・令和2年度:263人)もありましたが、令和3年度を除き、最近では概ね100件ほどとなっています。

目標の水準には届いていませんが、平成27年度以前と比べると増加しており、里親等への一時保護委託がめずらしいことではなくなってきました。

長

一時保護は、児童相談所がそのこどもを一時保護する「必要がない」と判断すれば終わるわけですが、多くのこどもが自分の家に戻るようになります

P

そうなんですね

学

自分の家に戻ったあとも、また家庭で問題が起きて一時保護になることがないように、こうしたこどもや家庭のサポートを続けていくことも必要ですね？

長

そのとおりです

一時保護が終わって、家庭に戻れば、それで終わりということではなくて、地域のなかでこどもと親(家族)がいっしょに生活を続けられるためのサポートをしていく必要があると考えています

市

この前※まで話し合っていた、「こどもができるだけ家族といっしょに暮らしていくための取組」によって、こうしたこどもや家庭をサポートしていくということですね？

※11-(1)～(3)のことです

長

はい

そのためにも、児童相談所や市町村、施設、里親などが協力して、こうしたこどもや家庭をサポートできるようにしていくことが大切だと考えているところです

B

一時保護されたこどもの多くが自分の家に戻れるみたいですが、私や C さんのように、施設や里親の家などで生活することになるこどももいますよね？

里親等への一時保護委託に当たっては、児童相談所において、一時保護されるこどもの生育環境や発達状況などを踏まえながら、里親等の家庭の状況も考慮していく(マッチング)していく必要があります、県では登録里親の数を増やしてきてはいますが、未だに登録里親の数が十分とはいえない状況です。

また、一時保護は予定外に発生することが一般的であり、里親家庭では、施設のように保護されたこどもを常時受け入れることは難しい実情もあります。

このように、里親の登録数の課題や里親養育の特徴があり、里親等への一時保護委託が目標ほどには進んでこなかったものと考えられます。

14-12 新しい計画における取組

本県における一時保護の改革に向けて、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

① 里親等への一時保護委託の推進

- 家庭養育優先原則の観点から、可能なこども(特に乳幼児)については、里親等への一時保護委託を行うとともに、そのための有効な体制作りを進める
- 小学生以上のこどもの里親等への一時保護委託に当たっては、可能な限りこどもが原籍校に通学できるよう、こどもが生活している地域内での一時保護委託を検討する
- こどもの状況や状態などのニーズに合わせて一時保護する観点からも、多様な里親の登録を進める

② 乳児院・児童養護施設に一時保護委託する場合における、一時保護専用のユニットや空間の確保

- 一時保護を行うに当たり、里親等への一時保護委託ができない場合でも、こどもや家族の状況から一時保護所に入所させる必要がないと判断される場合は、可能な限り乳児院や児童養護施設への一時保護委託を行う
- 児童養護施設等において、入所するこどもの状況に左右されることなく、一時保護を受け入れることができるよう、これらの施設へ一時保護専用のユニットや空間が確保されるよう助言等を行う

③ 一時保護所の環境整備

- 一時保護されるこどものプライバシー確保のため、一時保護所の改修等による個室の確保などできるだけ良好な家庭的な環境に近づけるような整備を検討する
- ひとりひとりのこどもに合わせたサポートを行うための職員体制を整備しつつ、一時保護所において保護する必要のあるこどもについては常時、制限することなく適切に受け入れる
- こどもの自由な外出を制限する一時保護所での保護日数を必要最低限とするよう努めるとともに、こどもが外出して外の空気に触れる機会を定期的に保障する

長

そのとおりです

最近ではだいたい 10 人に2人くらいのこどもが、一時保護のあとに施設や里親の家に行って生活しています

A

そうになっていくこどももいるのですね

長

はい

そして、こうした施設や里親の家などで生活するこどもへのサポートについて考えていくことが、次の話し合いのテーマになってきます

市

その前に、今回の話し合いをまとめましょう

長

そうですね

ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするための主な取組と目標を整理するとこのようになります

【新しい計画での主な取組】

- できるだけ「家庭と同じ環境」である里親の家に一時保護をお願いできるようにすること
- 一時保護をお願いする施設で、ひとりひとりのこどもに合わせた保護ができるように、一時保護されるこども専用の場所を用意しておいてもらう
- 「一時保護所」の環境を生活するこどもにとってよいものにすること
- 一時保護されるこどもの「権利」を守るための取組を進めること

④ 一時保護におけるこどもの権利擁護

- 一時保護所内の管理を目的とした規則(ルール)を最低限にするとともに、定期的な検討・見直しを行う。検討・見直しにあたっては、こどもの意見を踏まえることとし、可能な限り検討・見直しをこどもとともに実施する
- 一時保護先における、スマートフォンを含むこどもの所持品の持ち込み・使用については、こどもや家庭の状況等を踏まえ、可能な限り配慮することとするとともに、持ち込み・使用ができない場合はその合理的な理由について、こどもに説明を行い、理解が得られるよう努める
- 一時保護中においても適切な教育が受けられるための最大限の配慮を行う(一時保護委託の積極的な検討、可能な場合の通学のサポート、オンラインの活用による授業への参加や関係者との面談、通学ができない場合の学習支援の充実等)
- 一時保護中にこどもの権利が制限または侵害されたときの解決方法について、こどもの年齢や発達に応じた説明を行うとともに、意見表明等支援員(意見表明等支援事業)による一時保護所への定期訪問や、長野県社会福祉審議会(児童福祉専門分科会処遇審査部会)の活用などによる、こどもの意見が表明されるための配慮を行う
- 一時保護所における、こどもの立場に立った一時保護や質の高いサポートを行うための、第三者評価の受審(3年に1回の受審)
- 一時保護所職員、一時保護委託先の施設職員・里親等を対象とした研修による、こどものケアについて専門性・資質の向上
- 一時保護期間については、児童相談所職員の資質の向上と適切な進行管理により、短縮化を図る

14-13 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
一時保護施設の定員数	中央児童相談所一時保護所:12 人 松本児童相談所一時保護所:12 人
委託一時保護が可能な乳児院・児童養護施設	すべての乳児院・児童養護施設
一時保護専用のユニットや空間を整備している施設	8~10 か所
委託一時保護が可能な里親	常時、一時保護委託の打診が可能な里親が、里親支援センター1か所当たり3世帯以上
委託一時保護が可能なファミリーホーム	すべてのファミリーホーム
一時保護所職員に対する研修の実施回数	各年度1回以上
第三者評価を実施している一時保護所	すべての一時保護所(3年に1回)

【主な目標】

- 一時保護をお願いすることができる里親の数を増やすこと
- 一時保護をお願いする施設で、一時保護されるこども専用の場所を用意している施設を県内各地に置いて、全部で8～10 か所とすること
- 少なくとも3年に1回は、外部の人に一時保護所での一時保護のあり方をチェックしてもらうこと

B

一時保護所で生活したことがあるこどものひとりとして、
一時保護がどのように変わっていくのか注目していきたいと思います

長

期待にこたえられるように、努力していきたいと思います

C

私たちは、どんなところに注目していけばよいでしょうか？

長

そうですね

それをまとめて、今回の話し合いを終わりにしましょう

【こどものみなさんへ】

- もし、あなたが「一時保護」されることになったとき、一時保護されているところは、あなたが安心して過ごすことができる場所ですか？
- 一時保護されていても、学校などに通ったり、勉強することなどはできていますか？
- 一時保護されているとき、スマートフォンなどのあなたの持ち物ができるだけ自由に使えるように考えてもらっていますか？
- 1年後、2年後…5年後…に一時保護された「あなた」はどうですか？

14-14 新しい計画における資源等の整備目標

上記の取組を進めるに当たって、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和 6年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
一時保護所の定員数	30人	24人	24人	24人	24人	24人
委託一時保護が可能な乳児院・児童養護施設	すべての乳児院・児童養護施設					
一時保護専用のユニットや空間を整備している施設	5施設	5施設	5～6施設	6～8施設	7～9施設	8～10施設
常時、委託一時保護の打診が可能な里親の数	—	9世帯以上	15世帯以上	21世帯以上	27世帯以上	30世帯以上
委託一時保護が可能なファミリーホーム	5か所	5か所	6か所	8か所	10か所	15か所
一時保護所職員に対する研修の実施回数	1回	各年度1回以上の研修実施				
第三者評価を実施している一時保護所	すべての一時保護所(3年に1回)					

14-15 一時保護改革に向けた取組の評価指標

長野県において、一時保護改革に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
一時保護所職員に対する研修の受講者数
1人当たりの平均保護日数
一時保護所の定員に対して、入所しているこどもの割合
一時保護となった保育所、幼稚園、学校に所属しているこどものうち、通学等を希望するこどもの割合及び実際に通学等ができたこどもの割合
一時保護所における規則・ルールの定期的な見直しの状況

コラム	施設や里親の家で生活するこどもたちとの座談会で出された「こどもの声」
今回の新しい計画作りに向けて、令和6年12月に施設や里親の家で生活するこどもたちとの座談会を行いました。 そのとき参加してくれたこどものみなさん、ありがとうございました。	
正式名称	長野県社会的養育推進計画(後期計画)策定に係る措置児童との座談会
座談会の開催日	令和6年(2024年)12月14日(土) ① 10:00~11:30 ② 14:00~15:30
場所	① 児童養護施設 恵愛 ② 児童養護施設 たかずやの里
参加してくれた人	① 東北信地域の施設や里親の家などで生活しているこども(中学生~大学生 9名) ② 中南信地域の施設や里親の家などで生活しているこども(小学生(高学年)~高校生 7名)
やり方	児童養護施設や里親家庭等で生活するこどもに対して、作成中の今回の新しい計画について説明した上で、3~5名のグループに分かれ、県の職員(児童相談・養育支援室の職員)がいくつかのテーマに沿って意見や思いなどをきかせていただきました
さて、そのとき出していただいた、こどものみなさんの思いや考えなどについても、今回の新しい計画を作るなかで参考にさせていただきましたが、こうしたみなさんからの思いや考えなどについて、この計画のコラムにおいて、3回に分けて「こどもの声」として紹介※させていただきます。	
なお、今回「こどもの声」として紹介するに当たっては、誰が言ったのか(個人情報)が特定されないようにしながら、できるだけ「生の声」に近いかたちで紹介させていただきます。	
※「こどもの声」を紹介しているところ(ページ) - こどもの声(その①)・・・247ページ - こどもの声(その②)・・・321ページ - こどもの声(その③)・・・343ページ	

現在の計画では、一時保護平均日数の短縮に向けた目標値を設定していましたが、目安となる指標が明確でないなかで行った目標設定でした。そのため、今回の新しい計画においては、目標を設定しないこととしますが、引き続き、一時保護日数の動向を把握し、評価することとします。

(参考) 長野県で今後、一時保護されるこどもの数の見込み

「14-2 長野県で一時保護されているこどもの数・一時保護先等」において、一時保護されているこどもの数を見ると、年度ごとに不規則な動きを見せています。

そのため、今回の新しい計画の計画期間(令和7年度~令和11年度)における、一時保護されるこどもの数については、年度ごとの見込みを出すことが困難であるとは考えられるところですが、参考として、以下の方法により、計画期間において一時保護されるこどもの数の見込みを算出することとします。

① 平成30年度から令和5年度における一時保護児童の平均値を算出する

【図表 14-5:年度ごとの一時保護児童数及び平均(平成30年度~令和5年度)】 (単位:人)

一時保護先	H30	R1	R2	R3	R4	R5	平均
児童相談所一時保護所での保護	207	238	240	221	203	186	216
児童福祉施設への委託保護	255	285	277	332	439	409	333
里親その他への委託保護	127	206	265	68	106	103	146
合計	589	729	782	621	748	698	695

(出典 福祉行政報告例)

② 各年度の前年度比増減値を標本とする標準偏差を算出する

【図表 14-6:年度ごとの一時保護児童数の前年度比増減(平成30年度~令和5年度)】 (単位:人)

一時保護先	H30	R1	R2	R3	R4	R5	標準偏差
児童相談所一時保護所での保護	27	31	2	-19	-18	-17	21
児童福祉施設への委託保護	11	30	-8	55	107	-30	45
里親その他への委託保護	56	79	59	-197	38	-3	94
全体	94	140	53	-161	127	-50	107

※標準偏差については小数点以下を四捨五入

コラム	こどもの声(その①)ー一時保護を経験したこどもの声ー
	・一時保護所はルールがメチャクチャ厳しい。 ・散歩に行きたくても外に出られない。 ・窓がこのくらい(10 cmぐらい)しか開かない。 ・仕方がないのかもしれないが、(外との)遮断が厳しい。 ・一時保護所ときは、洋服以外は何も持ち込めない。 ・風呂に入る時間とかを決められていた。 ・ひとりになりたくても、みんなといないといけない時間だと職員に言われ、すごく嫌だった。 ・(施設への一時保護委託の際)入所しているこどもは、遠くの公園とかに(みんなで)行けるが、(一時保護だと)留守番をさせられる。 ・(自分は慣れていたが)一時保護所は初めてという人が多いと思う。いきなり、ルールで縛られて、場所とかを制限されて、精神的につらいと思う。こども同士のトラブルも起きやすくなる。 ※「こどもの声」を紹介しているところ(ページ) ● 施設や里親の家で生活するこどもたちとの座談会で出された「こどもの声」・・・245 ページ ● こどもの声(その②)・・・321 ページ ● こどもの声(その③)・・・343 ページ

③ 以下の算式により、令和7年度～11 年度の各年度において一時保護されるこどもの数の分布範囲の見込みを算出する

一時保護されるこどもの
数の年度ごとの分布 = ①で算出した平均値 ± ②で算出した標準偏差
範囲の見込み

【図表 14-7:令和7年度～令和 11 年度に一時保護されるこどもの数の年度ごとの分布範囲の試算】
(単位:人)

一時保護先	A-s (下限)	A	A+s (上限)
児童相談所一時保護所での保護	195	216	237
児童福祉施設への委託保護	288	333	378
里親その他への委託保護	52	146	240
全体	588	695	802

A:①で算出した平均値
s:②で算出した標準偏差
※ 一時保護先の区分ごとに算出しているため、A-s と A+s については、3つの一時保護先を合計しても、合計とは一致しない

①～③を踏まえて算出した、令和7年度から令和 11 年度の各年度に一時保護されるこどもの数の見込みは以下のとおりとなります。

【図表 14-8:令和7年度～令和 11 年度の各年度に一時保護されるこどもの数の見込】 (単位:人)

一時保護先	令和 7～11 年度の各年度において一時保護されるこどもの数		
児童相談所一時保護所での保護	195 人	～	237 人
児童福祉施設への委託保護	288 人	～	378 人
里親その他への委託保護	52 人	～	240 人
全体	588 人	～	802 人

※一時保護先別に見込みを算出しているため、下限値・上限値を合計しても全体とは一致しない